

▶翻訳◀

宋炳基「朝鮮後期の鬱陵島経営」**宋炳基「朝鮮後期の鬱陵島経営」**

訳・内藤浩之

訳・内藤浩之

1999年10月

北東アジア文化研究 第10号

鳥取女子短期大学北東アジア文化総合研究所

本稿は、宋炳基著『鬱陵島外独島』（檀国大学校出版会、ソウル、1999年2月）に所収されている第2章「朝鮮後期의 郁陵島經營—搜討制度の確立」を、著者の了承を得て日本語訳をしたものである。ただし、第5節の「終りに」は第2章全体を要約したまとめであり、紙幅の都合で割愛した。

著者は、檀国大学校史学科教授で、鬱陵島と独島にかかる歴史研究の第一人者であり、もともと1987年に「朝鮮後期・高宗期の鬱陵島搜討と開拓」（『崔永禧先生華甲記念・韓国史論叢』所収）として発表した旧稿を補正して、本書に収録したものである。

旧稿のなかで著者は、韓国における鬱陵島と独島の研究状況について次のように述べている。「1950年代初めから1970年代にかけて、著書8、論文・説林・雑文数60編が発表された。しかしこれらの論文は、日本の独島領有権の主張に刺激を受けて著わされたものであるために、著書や論文の場合でも感情に傾いているように思われ、国内外の関係史料を忠実に活用する姿勢が不十分な面がないとはいえない」と韓国での研究姿勢を批判しつつ、あらためて史料にもとづく実証的研究の必要性と重要性について指摘していたことを特記しておきたい。

I.はじめに

15世紀はじめ以来の空島政策により、次第に忘れられていった鬱陵島が再び

注目を受け始めたのは、朝鮮後期に入った17世紀末（肅宗朝）からであった。そしてその直接的な契機になったのは、東萊の櫓軍、安龍福の渡日事件（1693、肅宗19）と日本側（対馬島主）の執拗な竹島、すなわち鬱陵島に対する領有権の主張（1693、肅宗19～）であった。

朝日間の鬱陵島領有権の紛糾は、幕府がこの島を朝鮮の地界であると認定して日本漁船の往来を禁止した命を出し（1696、肅宗22）、対馬島主がこの事実を東萊府に知らせてきたことから（1697、肅宗23）決着がついていた。しかしこの事件は朝鮮をして鬱陵島備禦策に関心を持たせたために紛糾が始まり、三陟僉使の張漢相の巡察があって（1694、肅宗20）、紛糾の決着が付いて鬱陵島捜討制度が定式化し（1697、肅宗23）、専任の島長制が実施される直前である19世紀末（1895、高宗31）まで約2世紀にわたり継続した。

一方、西洋人により鬱陵島と独島が発見されたのも朝鮮後期のことであった。鬱陵島は1787年（正祖11）フランス海軍大領のペルジュ（Pérouse, Jean François Galaup de la）によって発見され、「ダジュレ」（Dagelet）と命名され、独島は1849年（憲宗15）フランス捕鯨船リアンクル（Liancourt）号により発見され、この船の名称をとって「リアンクル」岩礁（Rochers Liancourt）と命名された⁽¹⁾。

西洋人の鬱陵島・独島発見、安龍福の渡日事件、鬱陵島領有権の紛糾、そして鬱陵島捜討制度等は、朝鮮後期の鬱陵島、さらに独島の歴史を調べてみる場合、重要な課題になっているのである。このなかで前の三つと関連するものとして、かつて田保橋潔の詳細な研究が発表されたことがある⁽²⁾。それゆえ本稿では鬱陵島の捜討制度を主に検討の対象として、これを起源、確立、成果—地理的知見の拡大等に分けて調べてみることとする。朝鮮後期の鬱陵島経営を理解する際に、ある程度寄与するものと期待される。

本稿を整理するにあたっては、1978年「鬱陵島・独島学術調査団」が鬱陵島で入手した「鬱陵島事蹟」（国史編纂委員会所蔵）が大きな助けとなった。この資料は三陟僉使の張漢相の鬱陵島捜討（1694、肅宗20）記録から、彼の外後孫の申光璞が整理したものである。

II. 捜討制度の起源

朝鮮後期に入ると、遅くとも朝日両国間に領有権紛糾が起り始めた17世紀末（肅宗初）以前から、鬱陵島には再び内陸人が往来し始めた。東萊府出身の櫓軍、安龍福と朴於屯も1693年（肅宗19）春に鬱陵島に出漁したが、彼らはその場所に来た日本人に捕らえられて日本へ連行された⁽³⁾。

安龍福等を連行した日本人は伯耆国米子町の大谷家等の漁夫であった。以前から米子町の大谷・村川両家は幕府から竹島渡航の免許を受け（1618、光海10・元和4）、鬱陵島近海で漁船を出していた。ところが今や朝鮮人の出漁が頻繁になり、大谷家等の漁夫は、これを彼らの漁場に対する侵犯とみて安龍福等を拉致したのである⁽⁴⁾。

日本語に通じていた安龍福は玉岐島（オキ島・隱岐島）主に、鬱陵島と子山島が朝鮮の地界であることを聞かせ、自身に対する拘禁・拉致の不当性を主張した。彼はまた伯耆州太守へ要請して、鬱陵島と子山島が朝鮮の地界であるという関白の発給した書契を受け取ることまで行なった⁽⁵⁾。子山島は子山島の異称で後述するように日本で呼ばれた松島、すなわち現在の独島（竹島）を指すのである。

しかし対馬島主の宗義倫は、安龍福に關白が発給したこの書契を奪い取った⁽⁶⁾。そしてこの年（1693）の冬、安龍福と朴於屯を送り返して東萊府に書契を送り、朝鮮漁民の竹島での出漁禁止を要請した。鬱陵島を占有する術策であった⁽⁷⁾。対馬藩は以前から鬱陵島を見下していた⁽⁸⁾。

この対馬島主の書契について、朝鮮側からは竹島での出漁は禁止させて鬱陵島が朝鮮の領土であることを示唆する回答書契を送った。竹島が鬱陵島であることを明白に認識していながら日本側との摩擦を憂慮して消極的な立場を取ったのである⁽⁹⁾。

対馬島主はこれに満足しなかった。彼は再び差倭を送り、朝鮮側回答書契に入っていた「蔚陵」二字の削除を要請して來た（1694、肅宗20）。こうした要求が朝鮮によって承諾されて鬱陵島は事実上対馬島主の管轄に入り、従って日本の版図になってしまったのであった⁽¹⁰⁾。対馬島主の強硬な術策の一端をうか

がうことのできる事例といえよう。

対馬島主のこうした要求を顧みないで、政府内で一度稳健論が台頭したことであった。その要求を聞き入れるというものであった。しかしそれに強硬論が優勢になった。そうして前述の書契を回収する代わりに、竹島すなわち鬱陵島は江原道蔚珍県の属島に、従って朝鮮漁民が境界を犯すことはできず、将来は日本沿海民の鬱陵島往来を禁じる要旨の改作書契を送った（1694、肅宗20）⁽¹¹⁾。はじめの書契に比べとても強硬な内容のものであった。

日本との鬱陵島紛糾は、政府担当者だけではなく一般人にも関心を呼び起したようである。たとえば、1694年（肅宗20）7月の前武兼宣伝官の成楚珩の上疏がそうしたものであった。彼は、鬱陵島が国家の要衝で土地が広く肥沃であるにもかかわらず久しく見捨てられており、最近日本が思い切って「求居之計」を出しているので、ここに僉・制両鎮を特設して日本人をして見下すことができないようにすべきであると主張した⁽¹²⁾。

必然的に、政府でも問題になっていた鬱陵島備禦策について関心を持ち始めていた。領議政の南九万が、三陟僉使を鬱陵島に派遣、生活状態を調査して民戸を移住させ、鎮を設置することで日本に対備すべきとする建議をしたのがそれである。南九万の建議により張漢相が三陟僉使に抜擢された⁽¹⁴⁾。張漢相はこの年（1694、肅宗20）9月19日、三陟を出発した。一行は別遣訳官（倭語訳官）の安慎徽を含み総勢150名で、騎船二隻、汲水船四隻が動員された。張漢相一行は9月20日から10月3日までの13日のあいだ滞留して、鬱陵島から10月6日三陟へ戻った。張漢相の鬱陵島審察については『肅宗実録』にも記録されているが、「鬱陵島事蹟」により詳しく記されている⁽¹⁵⁾。

張漢相は鬱陵島審察結果を、山川・道里を記して挿入した地図とともに政府に報告した。その要旨は、倭人が往来した痕跡はあるが住んでいないこと、海路が穏やかではなく日本が横占しても除防が難しいこと、堡を設置すべきであるが土地が狭く大きな木が多く人民を住接させるのは難しいこと、土質から麩麥を植えてきたこと等であった⁽¹⁶⁾。

このほかにも我々の注目をひくのは、張漢相が独島を確認していた事実である。これに関して、「鬱陵島事蹟」に次のように記録されている。

東側五里ほどに一つの小さな島があるが、高大ではなく海長竹が一面に叢生している。雨が晴れ靄の深い日、山に入って中峰に登ると南北の両峰が見上げるばかりに高く向かい合っているがこれを三峰という。西側を眺めると大關嶺のくねくねとした姿が見え東側を眺めると海の中に一つの島があるがはるかに辰方に位置してその大きさは蔚島の三分の一未満で（距離は）三百余里に過ぎない⁽¹⁷⁾。

すなわち、快晴の日、中峯（聖人峯）に登り西側から眺めると大關嶺のくねくねとした様子が見え、東側から眺めると海の中に一つの島があるが、はるか辰方に位置してその大きさは鬱陵島の三分の一もないほどで、距離は300余里に過ぎないのである。

辰の方位は東南東であるが、独島は鬱陵島の東南東に位置している。それゆえ張漢相が確認したこの島はすなわち独島を示したのであった。独島の面積は0.186km²、鬱陵島（72.99km²）の約391分の1である。張漢相の指摘とは相当な差異がある。また鬱陵島と独島との距離は約50海里、約230里である。ところで張漢相は300余里としたことから、60余里の誤差を示している。そのようであっても、目測によるものであるので、この程度の誤差はやむを得ないこととみることができよう。

独島に関する「鬱陵島事蹟」の記録は、朝鮮総督府嘱託兼東京帝国大学講師の中井猛之進の調査記録と完全に一致している。中井は『鬱陵島植物調査書』で⁽¹⁸⁾、

最高峯を上峯というが海拔920米突、天気が晴朗であれば西側に江原道の山影が見え、また雨が降る前で空気が清澄であるときには東南方海上はるかに卵島を見ることができる。

と記録している。卵島は「ラン島」すなわち「リヤンコ島」で今日の独島を示している。こうしてみた場合「鬱陵島事蹟」の記録もそのようであるけれども、特に

二つの島（于山・武陵島）は互いに距離が遠くなく風日が清明であれば眺めて

みることができる（二島相去不遠 風日清明 則可望見）。

としている『世宗実録地理志』（江原道蔚珍県）の記録の正確さを、改めて再確認することができる。

張漢相の報告があり、政府ではただちに鬱陵島に関する対策を論議した。領議政の南九万の以下のような建議⁽¹⁹⁾、

（南）九万が入って申し上げるに、民を入居させることはできず、一・二年間隔で搜討することが適當といえます。上におかれましてはこれに従った。（九万入奏曰 不可使民入居 間一二年搜討為宜 上従之）

がそれである。民戸を移住させることができないので一年、あるいは二年をかけて搜討（巡検・搜索）するのである。搜討はもちろん日本人の不法往来に備えるためであった。

南九万の建議は、上述の引用文にみえるように、国王により許可された。こうして日本人の不法往来を防ぐための政府の鬱陵島搜討方針がいったん確定した。しかし一年間だけなのか、二年間かけてするのかはいまだ決まらなかった。それが決定して鬱陵島搜討が正式になったのは、日本との鬱陵島領有権問題が決着した後の1697年（肅宗23）になってからであった。

III. 捜討制度の確立

政府の強硬策、すなわち書契の改作（1694、肅宗20）にもかかわらず、対馬島主は書契（1693、肅宗19）の修正に固執して、鬱陵島紛糾は交渉上の進展を見ることができなかつた。そうするうちに島主（宗義倫）が病死して新島主の宗義方が登場し（1694、肅宗20）、彼の父の宗義真が後見してから紛糾の糸がほどけ始めた⁽²⁰⁾。

宗義真も一度強硬な姿勢をとり差僕を東萊府に送り、改作書契のなかで事実と異なっている四カ所をあげて朝鮮政府の回答を要求したこともあった⁽²¹⁾。しかし幕府の方針が平和的に傾いて彼の主張に固執するものは少なくなっていた。

そうして宗義真はそれまでの交渉の顛末を幕府に報告してその指令を待つこと、幕府では竹島（鬱陵島）が日本とははるかに離れているが、朝鮮とは近いのでこれは朝鮮の地界であることが明らかであるとして、今後日本漁船の往来を禁じて、すべからくこの意向を朝鮮に知らせるべきであると指示したのであった（1696、肅宗22、元禄9）⁽²²⁾。これは幕府が鬱陵島の朝鮮版図であることを明白にして、竹島渡航禁止令を出したものであるという点で大変注目に値することである。そしてそれは、幕府が17世紀はじめに伯耆国米子町の大谷・村川両家に与えた竹島渡航免許の取り消しを意味することでもあるのだ⁽²³⁾。

安龍福の第二次渡日事件があったのも、この年（1696、肅宗22）のことであった。よく知られているように、安龍福はこの年の春に興海人の劉日夫、寧海人の劉奉石、平山浦人の李仁成、楽安人の金成吉、順天僧の雷憲・勝淡・連習・靈律・丹責等とともに船に乗って鬱陵島へ行った。島には多くの日本の漁夫が出漁していた。安龍福は彼らに一喝して退去を命じ、翌日の明け方に松島（独島）に追撃して彼らを大いに攻めて追い払った。鬱陵島が「もともと我らが領土」であるのみならず「松島はすなわち子山島（芋山島）で、ここもまた我が國の領土」というのであった⁽²⁴⁾。

安龍福は再び玉岐島（隱岐島）に渡り伯耆州へ行って、監税（官）を自任して州守と対面した。彼は州守に前日鬱陵島と子山島（芋山島）が朝鮮の地界であることを認定した関白の書契まで受け取ったが、対馬島主がこれを奪い偽造したのはもちろん、たびたび差僕を送って非法横侵していたと主張した。それからこうした事実を関白に知らせるために同行した李仁成をして関白に差し上げる疏を作成した。知らせに接した対馬島主の父（宗義真）が、伯耆州へ走らせて上疏の取り下げを懇請した。島主（宗義方）が罪を認めるというものであった。結局安龍福は州守から以前境界を犯した15名の摘発処罰と、今後日本人の鬱陵島・子山島への侵入を禁止されること等を約束させて、この年8月江原道襄陽県へ戻った⁽²⁵⁾。

こうした状態は対馬島を動搖させた。宗義真は結局1696年（肅宗22）10月に前島主（宗義倫）の弔問のために渡った卞同知・宋判事に日本人の鬱陵島漁業を禁じた幕府の決定を伝え、翌年（1697）2月には東萊府使に書契を送りこの

事実を知らせた。朝鮮政府（礼曹參判の李善溥）からも1698年（肅宗24）3月に書契を送り、幕府の決定に謝意を表して、鬱陵島と竹島が一島二名であることを強調してその正当な認識を促した。一方翌年（1699、肅宗25）には対馬島から書契の内容を幕府に啓達したという返信あった⁽²⁶⁾。こうして日本側の無理な要求に長い間引き回された鬱陵島領有権問題が一段落したのである。

朝鮮政府としては、1697年（肅宗23）初めに、対馬島から幕府の決定を知られて間もなく（4月）、鬱陵島搜討問題を再び論議するようになった。これに関して『承政院日記』に以下のように伝えている⁽²⁷⁾。

上におかれましては熙政堂に行幸されて大臣・備辺司堂上を引見入侍させた。領議政の柳尚運が申し上げるには……、陵島の事は今やすでに明白で歸一して、倭人は本国人の漁採を禁じたと言つており、我が国は時々人を送つて搜討する意志を書契中に回答して送りました。海外絶島にたとえ毎年入送することはできなくとも、すでに地方として係わりがあり、またこれは無人島では非とも時々は人を送つて巡検して來るようにすべきという理由であえてこのように申し上げます。上におかれましては、仰せの通り我が國の地方を永久に棄てることはできず、毎年入送することまた多くの弊害があるので二年間隔で入送するのがよいです。尚運が申し上げますのに、三年に一度送るのを定式とすれば上上年にすでに行つて來たので明年に当然入送すべきであるが、聞いてみると本島は必ず5月末の風が穏やかな時往来することができるので、明年5月に入送するのが適当のよう派遣する人は常に入送する時にあたって稟旨して派遣するのは如何でしょうか。そのようにせよ。

すなわち、備辺司堂上とともに入侍した領議政の柳尚運が鬱陵島搜討問題について建議したのは、鬱陵島問題が明らかに帰一して日本は日本人の漁業を禁じており、我が国でも時折人を送つて搜討する意志を書契で明らかにしたが、鬱陵島が我が領土であることは一海外の無人の孤島のために、毎年は難しいが時々人を送つて巡検すべきであるというのである。そして国王もこの建議を受けて、間二年、すなわち二年をかけて入送することを指示している。従つて柳尚運の指摘のように、三年に一度ずつ官員を派遣搜討することを定式化したのである。

この会議では上記の引用文でみられるように、三年に一度派遣することを定式とするといつても、「上上年」すなわち1695年（肅宗21）にすでに戻っているので「明年」（1698、肅宗24）から派遣することも同時に決定していた。しかし實際には1695年に搜討した記録を見つけることはできない。おそらく1694年に張漢相が戻ってきたのを「上上年」と誤解したものと考えられる。こうしてみると、政府では間二年搜討の基準を張漢相の鬱陵島審察に置いたのではなかった。

そうとはいっても政府では「明年」すなわち1698年にもいまだ官員を派遣できなかった。官員を派遣したのは翌年である1699年（肅宗25）であった。江原道觀察使が備辺司に報告したところによると、鬱陵島に派遣した官員は越松浦萬戸の田会一であった。田会一は搜討のためにこの年6月4日発船して、任務を終えて6月21日に戻った。彼は鬱陵島の地図とともに土産物である葦竹・香木・土石等を献上した⁽²⁸⁾。

ついで1702年（肅宗28）には三陟營將の李浚明が鬱陵島を搜討した。1702年は越松浦萬戸の田会一が行って来た1699年から数えて間二年、すなわち三年目に当たる年である。この年に関して『肅宗実録』は以下のように伝えている⁽²⁹⁾。

三陟營將の李浚明・倭語訳官の崔再弘が鬱陵島へ行って、その図形と紫檀香・青竹・石間朱・魚皮等の物品を献上した。鬱陵島へ二年間隔で辺將が輪回搜討するのがすでに定式であり、今年が三年目に当たることから浚明が蔚珍の竹辺津から乗船して二昼夜ほどで戻った。済州に比べ倍遠い。

上記引用文によれば、李浚明も田会一と同様に香木をはじめとする土産物を献上していた。張漢相も地図を献上していたが、おそらく彼も土産物を献上していたと考えられる。また張漢相も訳官を連れていたが、李浚明も外語訳官を連れていた。それはもちろん日本人に備えたものであったが、田会一の場合でも外語訳官を連れていたものと考えられる。こうしてみると搜討官は外語訳官を連れて、鬱陵島の地図と土産物を献上するようになったものと考えられる。

また前に引用した『承政院日記』の記事によると、搜討官は派遣されるたび

に稟旨して任命するようになっていた。ところで先の『肅宗実録』の記事によれば、それはまもなく辺将の輪回搜討に変えられていたことを知ることができる。そしてこの年（1702）が三陟營將の順番であるために李浚明が行って来たのである。これより三年前には越松浦萬戸の田会一が行って来ており、第一次搜討官といえる張漢相の肩書きは三陟僉使であった。結局、輪回搜討とは、鬱陵島と近い距離にある三陟營將と越松浦萬戸が三年毎に交代して搜討することを意味するのである。

搜討する時期も、先述の『承政院日記』の記事によると、風がおさまる5月がよいというのである。しかし搜討制度が確立されて3・4月にかえられたようだ。1795年（正祖19）6月、吏曹判書の尹蕃東の啓言に鬱陵島搜討は「常に3・4月の間であった」という文言がこれを裏付けている⁽³⁰⁾。ところでここでも例外はあった。18世紀末（1794、正祖18）の搜討官の韓昌国の場合、4月（21日）に出発はしたが5月8日に戻ってきて⁽³¹⁾、先述した田会一の場合にははじめから6月に行って来ているのである。こうした事実を勘案すると、搜討の時期は風が収まる3月から遅くとも6月の間ではないだろうか。

鬱陵島搜討は、激甚な凶作の年に当たって中止された場合もあったが⁽³²⁾、着実に継続された。搜討官の韓昌国報告に⁽³³⁾、

島の西側の黄土丘尾津に船を付けて山に登って眺めてみると……左側は黄土丘尾窟で右側は屏風石であるが、その上にまた香木亭があるために香木を切って取った。隔年で切って取るために次第に少なくなった。

としているのを知ることができる。定期的に派遣された搜討官が香木亭の香木を切ったために、次第に少なくなつていったのである。搜討官が、地図とともに香木をはじめとする土産物を献上したのはすでに前に指摘したことである。

IV. 地理的知見の拡大

搜討官が定期的に往来することにより長い間忘れられた鬱陵島の地理が次第に詳しく明らかになった。船着き場・島・岩・山に名前が付けられた。水陸に

生息する動植物も調査された。例えば可支魚（可支・可之・海驥）の生息が確認され、搜討官韓昌国は可支魚皮を政府に献上もした⁽³⁴⁾。植物としては人参が生えていることが知られ18世紀中葉からは潜商による密採がかなり行われた⁽³⁵⁾。

実学者らの著述を中心にして、『新增東国輿地勝覽』（1530、中宗25）江原道蔚珍県条にみえるように、その間台頭してきた于山・鬱陵一島説が二島に直されていき于山島（独島）について国土としての認識も具体化していった。18世紀中葉（1756、英祖32）に編纂された申景濬の『疆界考』がそのようなものであった。しかしその端緒は、『疆界考』によると、17世紀中葉（1656、孝宗7）に編纂されたが現在は伝わらない柳馨遠の『輿地志』でみることができる⁽³⁶⁾。

「輿地志」の于山・鬱陵島記事と関連して『疆界考』「鬱陵島」条には、

私がよく調べて証拠だててみると「輿地志」で述べられているのは、「一説には于山と鬱陵は本来一つの島であるとしているが、様々な図志を参考にすると二つの島である。一つは倭が呼んでいるすなわち松島であるが、ほとんど二つの島はすべてことごとく于山国（の土地）である」ということであった（愚按輿地志云一説于山鬱陵本一島 而考諸図志 二島也 一則倭所謂松島 而蓋二島 偕是于山国 也）。

と伝えている。すなわち「輿地志」では于山と鬱陵は一つの島ではなく二つの島でそのうちの一つが日本側でいう松島（独島）すべて于山国の所属であると明らかにしているのである。

こうした「輿地志」の于山・鬱陵島についての認識は、搜討制度が実施されてから半世紀をもう少し過ぎた18世紀中葉の申景濬の『疆界考』に至り、より国際化したことをみることができる。すなわち『疆界考』「鬱陵島」条をみると、まず、

鬱陵島の鬱は愈といい、芋ともいい、羽ともいい、武ともいう。二島で一つがすなわち芋山である。慈珍県正東の海の中にあり日本の隱岐州に近い（鬱陵島 郁一作愈 一作芋 一作羽 一作武 二島 一即于山 在慈珍県正東海中 与日本之隱岐州相近）。

として蔚珍県の真東海中に鬱陵島とともに于山島があったことを明らかにしている。

『疆界考』「鬱陵島」条は、上の記事に続けて鬱陵島・于山島の位置と沿革、日本との鬱陵島領有権紛糾に関して記録している。ところで沿革の末尾にはまさに前述した例の「輿地志」の記事を引用しており、于山と鬱陵は二つの島で、そのなかの一つが日本側で呼ばれる松島（独島）で于山国の土地であったことを再確認しているのである。

『疆界考』「鬱陵島」条は「安龍福事」条に継続されたが、ここで申景濬は安龍福の第一・二次渡日事件について比較的子細に言及している。特に第二次渡日事件を説明して、安龍福が鬱陵島に出漁した日本漁船を追撃、再び松島へ行って

松島はすなわち芋山島である。汝らは芋山がまた我が領土であるという言葉を聞くことができないか（松島即芋山島 爾不聞芋山亦我境乎）。

と咎めて指摘している。日本側から呼ばれていた松島が于山島で、それが朝鮮の領土であることを繰り返し強調したのであった。

申景濬は18世紀末葉（1770、英祖46）に刊行した「東国文献備考」編纂事業にも参与して「輿地考」を担当編纂した⁽³⁷⁾。彼は「輿地考」蔚珍条で于山・鬱陵島を扱って『疆界考』の「鬱陵島」・「安龍福事」条の記事をほとんどそのまま転載した。異なることがあるとすれば、本文で于山・鬱陵島が二つの島で一つが于山であることを明らかにして鬱陵島・于山島の位置と沿革、領有権紛糾、安龍福の渡日事件を附録としてまとめていること、そして柳馨遠の「輿地志」の記事を、

「輿地志」で記されるのに「鬱陵と于山はすべて于山国の領土であるが、于山は倭が称するすなわち松島である」とした（輿地志云 鬱陵・于山 皆于山国地于山則 倭所謂松島也）。

とより簡潔ながらも明確に引用しているものとすることができます⁽³⁸⁾。

ゆえに「東国文献備考」では于山・鬱陵は二つの島で一つが于山島で、于山島は日本側が呼ぶ松島、すなわち今日の独島で「于山国の領土」、すなわち「我々の領土」であることをはっきりさせているのである。この文言は、よく知られるように王命（英宗）により編纂された。そしてその目的は歴代の掌故を集大成して発展させこれを「経済の道具（経済之具）」として活用したのであった⁽³⁹⁾。

「東国文献備考」に続いて19世紀はじめ（1808・純祖8年頃）には王命により『萬機要覽』が編纂された。そしてその軍政編4、海防東海条には『増補文献備考』に載せられた「東国文献備考」蔚珍条の附録記事、すなわち鬱陵島・于山島の位置と沿革、鬱陵島領有権紛糾、安龍福渡日事件等を加減無くそのまま転載している⁽⁴⁰⁾。これは于山島は朝鮮領で日本側から呼ばれる松島というのは「東国文献備考」の見解を『萬機要覽』でもそのまま継承使用していたことを意味しているのである。『萬機要覽』は国王が座右に置いて参考にする目的で編纂された政務指針書であった⁽⁴¹⁾。

鬱陵島の地理的知識と関連して注目されるのは18世紀はじめ、すなわち1714年（肅宗40）7月に江原道御使の趙錫命が嶺東地方の海防を論議した中に、

詳しく述べた話を聞いてみると、「平海・蔚珍は鬱陵島からもっとも近い距離にあって海路が少しも遮られることが無く、鬱陵島東側から島嶼が続いて倭の境界と接している」とある。

とする指摘である⁽⁴²⁾。鬱陵島東側から島嶼が続いていること、これらの島は日本の境界と接しているのである。鬱陵島東側から続いている島嶼というのは今日の独島をいっているのである。

ところで申景濬の『疆界考』「鬱陵島」条では、先に引用したように、「二つの島で一つがすなわち于山で、蔚珍県正東海中にあり、日本の隱岐州と近い」と指摘している。于山島は日本の領土である隱岐島と境界を接しているのである。鬱陵島方面の地理が明らかになることで18世紀はじめ、遅くとも『疆界考』

が編纂された18世紀半ば頃になって日本との国境もよりはっきりとしたと予測することができる所以である。

これと似た記録が日本側の文献にもみえる。趙錫命の論議より40余年前で、しかし「于山は倭が呼ぶすなわち松島である」と明らかにした「輿地志」(柳馨遠、1656・孝宗7)より10年遅れた17世紀半ば(1667・顯宗8、寛文7)に著述された『隱州視聴合記』に、

隱州は北海中にある。そのような理由で隱岐島である。……戌亥間に2日1夜を行くと松島があり、また1日ほどで竹島がある。(俗言に磯竹島。竹・魚・海鹿が多い。)この二つの島は人が住んでいない土地で、高麗を見るのが雲州から隱岐を眺めるのと同じであるほどだ。それゆえ日本の乾地はこの州でもって境界とみなされている。

とみえるのがそれである⁽⁴³⁾。

隱岐(隱州)から西北に2日1夜行くと松島がありまた1日程行くと竹島がある。この二つの島は無人島で高麗を見るのがあたかも雲州(出雲国)から隱岐を眺めるようである。それゆえ日本の西北境(乾地)は隱州で境界とみなされているのである。地理的位置で見ると松島は今日の独島、竹島は鬱陵島をしておりこの二島はむしろ朝鮮と近いために日本の領土は雲州、すなわち隱岐で限るとしているのである。

『隱州視聴合記』の著者の斎藤豊仙は出雲国(雲州)の官員であった。彼はまた藩主の命により、すなわち公務で隱岐島を視察した。そして視察した過程で彼が直接見て聞いたことを記録したのがすなわち『隱州視聴合記』である⁽⁴⁴⁾。それゆえ彼が「日本の乾地はこの州で境界とみなす」としているのは当時の朝日間の国境を推定した点であつて信憑性のある重要な資料になるものといえよう⁽⁴⁵⁾。

鬱陵島についての地理的知識の拡大は地図作成にも影響を与えた。于山島の位置が明確に浮き彫りにされたことも注目に値することである。従来の地図、例えば『新增東國輿地勝覧』に記されている「八道総図」や「江原道図」は于山島

を内陸側に、鬱陵島をその東側にしてほとんど同じ距離で並べて描いている。ところで鄭尚驥(1679~1752)の「東国地図」になると鬱陵島が内陸側に、于山島がその東側に移されたのみならず、距離や広さが正確に表記されたのをみることができる⁽⁴⁶⁾。これは1694年(肅宗20)に三陟僉使の張漢相が鬱陵島の東側から300余里離れた場所にある小さな島があるのを確認したことだが、1696年(肅宗22)に安龍福等が于山島を直接踏査した事実とも関連して考えてみることができるのである。

以来朝鮮後期の地図帳には、たとえその位置が鬱陵島東南側から離れていて一定でなくとも、于山島あるいは子山島が継続表示されている。これは鄭尚驥の「東国地図」から影響を受けたのであった⁽⁴⁷⁾。しかし一方では鬱陵島のほかにある島が于山島とする認識が継続していたことを意味することともいえる。

鬱陵島の人参は、先に若干言及したように、遅くとも18世紀半ばから密売のために密採されていた。密売だけでなく官員までも隠密に人を送って採集していたが、その数は「累数十斤」に及ぶ場合もあったようだ。こうした嫌疑から三陟營將は処罰されて江原監司の洪名漢は弾劾を受けて地位から退いた(1769、英祖45)⁽⁴⁸⁾。そして新任の監察使の徐命善には採参を禁じる指示が出された(1770、英祖46)⁽⁴⁹⁾。

しかし鬱陵島の人参は栽培されたものではなかった山参であったために品質が大変優秀であった。それゆえおそらく正祖朝に入って搜討官は、先に言及したように、おおよそ3・4月に派遣されるが、3・4月は採参に適当な時期ではなかった。それゆえ政府では搜討の時期を採参に適当な6・7月に移した問題を検討することもした。品質がよい人参を棄てるのが惜しいために旬に掘るようにすべきとする吏曹判書の尹蕃東の建議によったのであった(1795、正祖19)⁽⁵⁰⁾。

鬱陵島の搜討が実施されてその地理が明らかになったことにより沿海民の往来がかなり活発になった。先に見たように人参を掘ったり香竹・魚鰐類採取するためであった。もちろん搜討の開始が海禁の解除を意味したのではなかったため鬱陵島往来は違法なことであった。そのため沿海民の中では守令から違法に公文を受けて往来した実例もあった⁽⁵¹⁾。また王朝末になると鬱陵島を根拠

地とする賊漢（盜賊）が生じることもあったようだ⁽⁵¹⁾。

こうした点は日本人の場合にも同じであった。すでに先に言及したように、対馬島では日本漁民の鬱陵島漁業を禁じた幕府の決定を朝鮮側に知らせてきたのであった（1696）。またこうした幕府の決定は日本漁民にも通知された⁽⁵²⁾。それにもかかわらず日本の沿海民の鬱陵島侵漁は少なくとも18世紀はじめ（肅宗末年）までは継続したようだ。1710年（肅宗36）10月に司直の李光迪の上疏に⁽⁵³⁾、

倭船がたびたび鬱陵島で漁探しておりまことに嘆かわしい（倭船 比比漁探於 郁陵島 誠可寒心）。

としているのはすなわちこうした事情を述べたものである。そしてこの倭船中には、江原道沿岸で強盗をした場合もあった⁽⁵⁴⁾。

これにより政府官員の間では倭船に対する備禦策が挙論されたこともあった。鬱陵島に鎮を設置して移民を許可し閑防をしっかりすべきとする主張もあつた⁽⁵⁵⁾。また沿辺の水軍を整備してすでに廃止した鎮を再び設置すべきとする建議もあつた⁽⁵⁶⁾。しかし政府ではこうした建議を受け入れるには吝嗇であった。ただ江原道監司と守令に軍保の取り締まりだけを指示するにとどまった（1714、肅宗40）⁽⁵⁷⁾。

注

- (1) 田保橋潔「鬱陵島その発見と領有」、『青丘学叢』3（1931）、pp. 1~12。
- (2) 田保橋潔前掲論文、『青丘学叢』3、pp. 1~30；「鬱陵島の名称に就いて（補）」、『青丘学叢』4（1931）、pp. 103~109。
- (3) 『承政院日記』、肅宗19年11月13日；『肅宗実録』、肅宗19年11月丁巳、20年2月癸酉；『辺例集要』下（国史編纂委員会、1970）17、鬱陵島1693年12月、1694年8月；申景濬、『疆界考』（高麗大学校中央図書館所蔵）、「鬱陵島」・「安龍福事」；『増補文献備考』（東国文化社、1957）31、輿地考19、閑防7、海防1、東海蔚珍；『萬機要覽』、軍政篇（朝鮮総督府中枢院、1937）4、海防、東海、文献備考鬱陵島事実；田保橋潔前掲論文、『青丘学叢』3、pp. 14~15。

(4) (3)に同じ。

(5) 『肅宗実録』、肅宗22年9月戊寅、10月丙申・甲辰；申景濬、『疆界考』、「鬱陵島」・「安龍福事」；『増補文献備考』、輿地考19、閑防7、海防1、東海蔚珍。

(6) 『肅宗実録』、肅宗22年9月戊寅、申景濬、『疆界考』、「鬱陵島」・「安龍福事」；『増補文献備考』、輿地考19、閑防7、海防1、東海蔚珍には長崎島主が奪取したものと記録されている。

(7) 『肅宗実録』、肅宗20年2月辛卯、8月己酉、22年9月戊寅；『辺例集要』下17、鬱陵島、1693年12月；『通文館志』（朝鮮史編集会、1944）9、紀年、肅宗19年癸酉；申景濬、『疆界考』、「鬱陵島」・「安龍福事」；『増補文献備考』、輿地考19、閑防7、海防1、東海蔚珍；田保橋潔前掲論文、『青丘学叢』3、p. 15。

(8) 郁陵島はかつて壬乱（1592~1596）の際に倭に「焚掠」され、亂後である17世紀はじめ（光海君朝）には、倭が一度この島（磯竹島）を占拠することもあったようだ。李光、『芝峰類説』2（景仁文化社、1970）。ところでこの頃（1614・光海君6年頃）、対馬藩から朝鮮側に磯竹島の開放を要求、ならびにその領有権を主張してきた。これについて朝鮮側（東萊府使）では磯竹島が朝鮮領の鬱陵島であることを明らかにして、この島を往来する船舶は海賊船とみなすことを警告した。『光海君日記』（太白山・鼎足山本）、光海君6年9月辛亥；『肅宗実録』、肅宗20年8月己酉、21年6月庚戌；『辺例集要』下17、鬱陵島、1614年6月；申景濬、『疆界考』、「鬱陵島」；『増補文献備考』、輿地考19、海防1、東海蔚珍；田保橋潔前掲論文、『青丘学叢』3、pp. 13~14。

(9) 『肅宗実録』、肅宗19年11月丁巳、20年2月辛卯；『辺例集要』下17、鬱陵島、1693年12月；申景濬、『疆界考』、「鬱陵島」；『増補文献備考』、輿地考19、海防1、東海蔚珍；田保橋潔前掲論文、『青丘学叢』3、pp. 15~16。

(10) 『肅宗実録』、肅宗20年2月辛卯；『辺例集要』下17、鬱陵島、1694年2月；『通文館志』9、紀年、肅宗21年乙亥；田保橋潔前掲論文、『青丘学叢』3、p. 16。

(11) 『肅宗実録』、肅宗20年2月辛卯；『辺例集要』下17、鬱陵島、1694年8~10月；『通文館志』9、紀年、肅宗21年乙亥；田保橋潔前掲論文、『青丘学叢』3、p. 17~18。

(12) 『承政院日記』、肅宗20年7月16日。

(13) 『肅宗実録』、肅宗20年8月己酉。

(14) (13)に同じ。このときの三陟僉使は李浚明であったようだ。彼は鬱陵島審察を忌避したために、張漢相と交代させられたものと考えられる（『肅宗実録』、肅宗21年4月甲辰）。

(15) 注(13)；張漢相、「鬱陵島事蹟」。

- (16) (15)と同じ。
- (17) 原文は以下の通り。東方五里許 有一小島 不甚高大 海長竹叢生於一面 鳥捲之日 入山登中峯 則南北兩峯 岩崇相面 此謂三峯也 西望大閨嶺逶迤之狀東望海中有一島 杏在辰方 而其大未滿蔚島三分之一 不過三百余里。
- (18) 『鬱陵島植物調査書』(朝鮮総督府、1919)、p. 1。原文は以下の通り。最高峯ヲ上峯ト云ヒ海拔九百二十米突。天氣晴朗ナレバ西ノ方江原道ヲ見、又雨降ル前、空氣澄ミ渡ル時東南方沖合遙カニ卵島ヲ望ミ得。
- (19) 『肅宗実録』、肅宗20年8月己酉。
- (20) 『肅宗実録』、肅宗20年8月己酉、21年6月庚戌；『朝鮮通交大紀』8、善隣通交事考4、告竹島一件事考；田保橋潔前掲論文、『青丘学叢』3、p. 17~18。
- (21) 『肅宗実録』、肅宗21年6月庚戌；田保橋潔前掲論文、『青丘学叢』3、p. 18~19。
- (22) 『辺例集要』下17、鬱陵島、1697年1・3月；『朝鮮通交大紀』8、善隣通交事考4、告竹島一件事考；田保橋潔前掲論文、『青丘学叢』3、p. 20。このときまでの交渉の顛末を幕府に報告すること自体が、鬱陵島紛糾に臨む対馬島のある変化を示唆するものと考えられる。前島主(宗義倫)は早くから竹島が鬱陵島であることを知っていたが、思い切って幕府に報告することはできなかった(「告竹島一件事考」参照)。それは対馬島主が、早くから幕府に対して竹島は別界の島であると報告したためであるとは思えない(大熊良一、『竹島史稿』、p. 78参照)。そのため宗義倫は、「蔚陵」二字の削除に固執せざるを得なかった(「告竹島一件事考」参照)。
- (23) そして実際幕府では渡航禁止令を出した直後、この事実を大谷・村川両家に通告した。川上健三、『竹島の歴史地理学的研究』(東京：古今書院、1966)、p. 157。
- (24) 『肅宗実録』、肅宗22年8月壬子、9月戊寅；申景濬、『疆界考』、『安龍福事』；『増補文献備考』、『輿地考』19、『閑防』7、『海防』1、『東海蔚珍』；田保橋潔上掲論文、『青丘学叢』3、p. 19~20。「松島」について『肅宗実録』では「松島はすなわち子山島(松島即子山島)」と、『疆界考』・『増補文献備考』では「松島はすなわち芋山島(松島即芋山島)」と記録している(上記『肅宗実録』、肅宗22年8月戊寅条及び『疆界考』・『増補文献備考』記事参照)。
- (25) 『肅宗実録』、肅宗22年8月壬子、9月乙亥・戊寅・庚辰、10月丙申、11月甲辰、23年3月戊寅；『疆界考』、『安龍福事』；『増補文献備考』、『輿地考』19、『閑防』7、『海防』1、『東海蔚珍』；田保橋潔前掲論文、『青丘学叢』3、p. 19~20。一行は禁令を破った罪で逮捕されて備辺司から審問を受けた。代表である安龍福には減死定配する措置が取られた(1697・肅宗23年3月)。鬱陵島領有権の紛糾を解決するのに寄与した功労を参酌したのであった。

- (26) 『朝鮮通交大紀』8、善隣通交事考4、告竹島一件事考；田保橋潔前掲論文、『青丘学叢』3、pp. 20~21。
- (27) 『承政院日記』、肅宗23年4月13日。原文は以下の通り。上御熙政堂大臣・備局堂上引見入侍 領議政柳尚運……曰 郁陵島事 今已明白歸一 倭人則禁本国人民採為言 我國則以時時送人搜討之意 答送於書契中矣 海外絕島 雖不可每年入送既係地方 且是無人之島 不可不間間送人 巡檢以來 故敢此仰達 上曰 我國地方 不可以永棄 逐年入送 亦多有弊 間二年入送可也 尚運曰 若以三年一次定送為式 則上上年 既已往見以來 明年當入送 而聞本島必五月間風和之時 可以往來云 以明年五月間入送以宜 而差送之人 每當入送之時 粟旨差送何如 依為之
- (28) 『備辺司謄錄』、肅宗25年7月15日。
- (29) 『肅宗実録』、肅宗28年5月己酉。原文は以下の通り。三陟營將李浚明・倭語訳官崔再弘 還自鬱陵島 獻其圓形及紫檀香・青竹・石間朱・魚皮等物 郁陵島間二年使边將輪回搜討 已有定式 而今年三年當次 故浚明乘船于蔚珍竹辺津 両昼夜而還帰 比濟州倍遠云
- (30) 『正祖実録』、正祖19年6月癸未。
- (31) 『正祖実録』、正祖18年6月戊午。
- (32) 『肅宗実録』、肅宗43年3月壬申条に、江原道監司 李晚堅馳啓 乞停今年鬱陵島搜討 備局覆奏 以為近年搜討 不過往見空島 当此凶歲 不可重貽民弊 請姑令停止 上從之、44年2月己酉条に、王世子引接大臣備局諸宰 領議政金昌集言……江原 監司 金相稷狀本言 目今賑政方張 請姑停鬱陵島年例搜討 亦宜許之……世子竝從之……とみえる。しかし一方『英祖実録』、英祖11年正月甲申条に、江原監司趙最壽啓言 郁陵島搜討 今年當行 而歉歲有弊 請停之 金取魯等曰 往在丁丑 倭人請得此島 朝家嚴斥 而遣張漢相圓形以來 定以三年一往不可停也 上可之という記事もみえる。
- (33) 『正祖実録』、正祖18年6月戊午。原文は以下の通り。到泊於黃土丘尾津 登山看審……左為黃土丘尾窟 右為屏風石 其上又有香木亭 故斫取香木 而以圓年研取之 故漸就稀少。
- (34) 『正祖実録』、正祖18年6月戊午。
- (35) 『英祖実録』、英祖45年10月壬戌。
- (36) 申景濬は『疆界考』で『輿地志』をたびたび引用しているがその最初の引用で「柳溪馨遠輿地志」と述べてその著者が柳馨遠であることを明らかにしている。高麗大学校中央図書館所蔵『疆界考』前朝鮮国。「輿地志」は本文から明らかなように1656年(孝宗7)に編纂された。柳馨遠『増補 溪隨錄』(景仁文化社、1974)

年譜。

- (37) 『旅庵全書』(景仁文化社、1976)、墓碣銘(洪良浩撰)に、明年(1770、英祖46)……上又選文学之士八人 撰文献備考 設編輯序 公則掌輿地考、とみえる。
- (38) 『増補文献備考』上(東国文化社、1971)、輿地考19、閔防7、海防1、東海蔚珍。「補」「統」の符号がないものが「東国文献備考」原編である。
- (39) 『増補文献備考』上、文献備考原編進箋。
- (40) 『萬機要覽』、軍政篇(朝鮮総督府中枢院、1937)、4 海防、東海。
- (41) 『萬機要覽』、財用篇(朝鮮総督府中枢院、1937)、序文(四方博)。
- (42) 『肅宗実録補闕・正誤』、肅宗40年7月辛酉。原文は以下の通り。詳聞浦人言平海蔚珍 距鬱陵島最近 船路無少礙 郁陵之東 島嶼相望 接于倭境。
- (43) 内閣文庫所蔵本。原文は以下の通り。隱州在北海中 故隱岐島……戊亥間 行二日一夜 有松島 又一日程 有竹島(俗言磯竹島 多竹魚海鹿) 此二島 無人之地 見高麗 如自雲州望隱岐 然則日本乾地 以此州為限矣。
- (44) 『隱州視聴合記』、序；川上健三、『竹島の歴史地理学的研究』(東京；古今書院、1966)、pp. 51~52。

(* 1) ところで慎鏞慶によると、18世紀末(1785年頃)に制作された林子平の「三國接壤図」と「大日本地図」には鬱陵島と独島が朝鮮領土として表示されている。すなわち林子平は二つの地図を制作した際に朝鮮は黄色で、日本は緑色で塗ったが、二つの島の位置と大きさを比較的正確に描き入れて黄色で塗るだけでなくその横に「朝鮮ノ持ニ(朝鮮の所有)」と説明まで盛り込んでいるのである。そして彼は二つの島についてこうした彩色と説明は、やはり幕府の指示のものと思われる「絵図」で継続されていることも指摘している。慎鏞慶「朝鮮王朝の独島領有と日本帝国主義の独島侵略—独島領有についての実証的研究一」、『韓国独立運動史研究』3(1989)、pp. 56~58。一方、堀和生によると、同じ時期(1778)に制作された長久保赤水の「日本路程輿地図」も、日本領土とその附属島嶼にすべて彩色をしているが、竹島と松島には朝鮮本土とともに彩色を施していないのである。堀和生、「一九〇五年日本の竹島領土編入」、『朝鮮史研究会論文集』24(1987)、p. 102。17世紀末、朝日間の鬱陵島の領有権紛糾が妥結して、幕府の竹島渡航禁止令が出されても日本側でも鬱陵島と于山島が朝鮮の領土であることを一層はっきりと認識するようになったのである。

- (45) 李燦、「韓国古地図にみる独島」、『鬱陵島・独島学術調査研究』(韓国史学会、1978)、pp. 119~133。

- (46) 同上。

- (47) 『英祖実録』、英祖45年12月丁巳。
- (48) 『英祖実録』、英祖46年正月壬午。
- (49) 『正祖実録』、正祖19年6月癸未、23年3月丙子。
- (50) 『正祖実録』、正祖11年7月庚寅。
- (51) 『哲宗実録』、哲宗3年7月己未。
- (52) 北沢正誠、「竹島考証」(1881、内閣文庫所蔵)。
- (53) 『肅宗実録』、肅宗36年10月甲子。
- (54) 『肅宗実録補闕・正誤』、肅宗40年7月辛酉。
- (55) 『肅宗実録』、肅宗34年2月甲辰；『英祖実録』、英祖10年正月庚寅。
- (56) 注(54)と同じ。
- (57) 『肅宗実録』、肅宗40年7月辛酉；『肅宗実録補闕・正誤』、肅宗40年7月辛酉。

目 次

刊行辭 / 5

序 文 / 7

凡 例 / 11

① 高麗 中·後期, 朝鮮初期의 鷦陵島 經營

—朝鮮初期 地理志의 于山·鷦陵島記事 檢討—

I. 머리말	15
II. 高麗 中·後期의 鷦陵島 經營	18
III. 朝鮮初期의 鷦陵島 經營—空島政策—	21
IV. 東海 新島說의 擙頭	27
V. 맺음말	33

② 朝鮮後期의 鷦陵島 經營 —搜討制度의 確立—

I. 머리말	37
II. 搜討制度의 起源	38
III. 搜討制度의 確立	44
IV. 地理的 知見의 擴大	51
V. 맺음말	59

③ 高宗朝의 鷦陵島 經營 —檢察使의 派遣과 開拓—

I. 머리말	65
II. 檢察使 李奎遠의 派遣	66
III. 開拓과 搜討制度의 廢止	78
IV. 맺음말	89

④ 鷦陵島의 地方官制 編入과 石島

I. 머리말	93
II. 観察委員 禹用鼎의 派遣	94
III. 地方官制 編入과 石島	112
IV. 맺음말	126

⑤ 日本의 ‘량고島(獨島)’ 領土編入과

鷦島郡守 沈興澤 報告書

I. 머리말	133
II. 日本의 鷦陵島 侵略	134
III. 日本의 ‘량고島’ 領土編入	140
IV. 鷦島郡守 沈興澤 報告書	153
V. 맺음말	160

⑥ 資料를 통해 본 韓國의 獨島領有權

I. 머리말	169
II. 『世宗實錄』地理志·『高麗史』地理志· 「東國輿地勝覽」	171
III. 『疆界考』·『東國文獻備考』·『萬機要覽』軍政篇	177
IV. 光武 4년(1900) 勅令 第41號	184
V. 鷦島郡守 沈興澤 報告書	196
VI. 맺음말	208

□ 附 錄

1. 年 表(~1910)	221
2. 參考文獻	247
3. 索 引	252